

○運転免許事務の取扱いに関する訓令

昭和42年9月9日
県警察本部訓令第16号

運転免許事務の取扱いに関する訓令を次のように定める。

運転免許事務の取扱いに関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 警察共通基盤システムへの登録等（第4条・第5条）
- 第3章 免許証等の作成等（第6条・第7条）
- 第4章 運転免許申請書等の受理（第8条・第9条）
- 第5章 免許試験等（第10条—第16条）
- 第6章 限定解除審査及び条件解除（第17条—第19条）
- 第7章 免許証等の記載事項の変更届等（第20条・第21条）
- 第8章 特定免許情報の記録等（第22条—第25条）
- 第9章 免許証等の更新及び返納等（第26条—第33条）
- 第10章 運転免許取消申請書の受理等（第34条）
- 第11章 運転経歴証明書等の作成等（第35条—第40条）
- 第12章 国外運転免許証の申請書の受理等（第41条）
- 第13章 委託事務に関する指導監督（第42条）
- 第14章 雑則（第43条—第46条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、運転免許（以下「免許」という。）の事務を公正かつ能率的に処理するため、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）及び長野県道路交通法施行細則（昭和35年長野県公安委員会規則第4号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（運転免許事務の取扱窓口）

第2条 運転免許事務は、次に掲げる施設において取り扱うものとする。

- (1) 北信運転免許センター
- (2) 東信運転免許センター
- (3) 中南信運転免許センター
- (4) 警察署（長野南警察署、佐久警察署及び塩尻警察署を除く。）
- (5) 上田市丸子交番
- (6) 佐久市臼田交番
- (7) 辰野町交番

(8) 池田町交番

(事務処理の基本)

第3条 運転免許本部長（以下「免許本部長」という。）は、上司の命を受け、運転免許事務を統括掌理するものとする。

2 東北信運転免許課長（以下「東北信課長」という。）及び中南信運転免許課長（以下「中南信課長」という。）は、免許本部長の指揮を受け、運転免許事務の処理に当たるものとする。

3 東北信運転免許課北信運転免許センター長（以下「北信センター長」という。）及び東北信運転免許課東信運転免許センター長（以下「東信センター長」という。）は、東北信課長の指揮を受け、長野県公安委員会事務専決規程（昭和34年長野県公安委員会規程第1号。以下「事務専決規程」という。）別表及び長野県警察本部の処務に関する訓令（昭和35年長野県警察本部訓令第2号。以下「処務訓令」という。）第9条第6項に規定する事務の処理に当たるものとする。

4 中南信運転免許課中南信運転免許センター長（以下「中南信センター長」という。）は、中南信課長の指揮を受け、事務専決規程別表及び処務訓令第9条第6項に規定する事務の処理に当たるものとする。

5 東北信課長は、運転免許事務全般に係る調整及び企画指導業務を行うものとする。

6 東北信課長及び中南信課長は、別表右欄に掲げる警察署の署長（以下「署長」という。）が行う運転免許事務について指導及び教養を行うものとする。

第2章 警察共通基盤システムへの登録等

(免許に関する資料の作成)

第4条 北信センター長、東信センター長及び中南信センター長（以下「各センター長」という。）及び署長は、別に定めるところにより、免許に関する資料の作成を行うものとする。

(警察共通基盤システムへの登録)

第5条 各センター長は、前条の規定により作成した資料（次項に規定する飯田警察署長が作成した資料及び第3項に規定する署長が作成した資料を除く。）を、警察共通基盤システムによる運転者管理業務（以下「運転者管理システム」という。）に登録するものとする。

2 飯田警察署長は、前条の規定により作成した資料（運転免許証（以下「免許証」という。）の更新、再交付、限定解除（第17条第2項に規定する限定解除に限る。第3項において同じ。）、免許条件の変更、記載事項の変更、特定免許情報（法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。以下同じ。）の記録及び免許情報記録（法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録をいう。以下同じ。）の抹消並びに現に受けている免許に係る免許証及び法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）のうちいずれを有しているかの状況の変更（次項において「保有状況変更」という。）に関する資料に限る。）を運転者管理システムに登録するものとする。

3 署長（飯田警察署長を除く。）は、前条の規定により作成した資料（限定解除、免許条件の変更、記載事項の変更、免許情報記録の抹消及び保有状況変更に関する資料に限る。）を運転者管理システムに登録するものとする。

第3章 免許証等の作成等

(免許証等の作成及び交付)

第6条 免許証は、各センター長又は飯田警察署長（法第94条第2項、第95条の2第11項、第101条第1項又は第101条の2第1項の規定による交付に限る。）が作成し、各センター長又は署長が交付するものとする。

- 2 マイナ免許証は、各センター長又は飯田警察署長が個人番号カード（法第95条の2第1項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の区分部分（法第95条の2第1項に規定する区分部分をいう。以下同じ。）に特定免許情報を記録するものとする。
- 3 仮運転免許証（以下「仮免許証」という。）は、各センター長が作成して交付するものとする。ただし、指定自動車教習所（以下「教習所」という。）の入所者に交付する仮免許証は、各センター長又は署長が作成し、教習所の管理者を経由して交付することができる。
- 4 国外運転免許証は、各センター長が作成し、各センター長又は署長が交付するものとする。
- 5 運転経歴証明書（以下「経歴証明書」という。）は、各センター長が作成し、各センター長又は署長が交付するものとする。
- 6 運転経歴情報記録個人番号カード（その者に係る運転経歴情報（法第105条の2第3項に規定する運転経歴情報をいう。以下同じ。）が記録された個人番号カードをいう。以下同じ。）は、各センター長が個人番号カードの区分部分に運転経歴情報を記録するものとする。

（運転免許台帳の作成等）

- 第7条 各センター長は、前条第1項又は第2項の規定により免許証又はマイナ免許証（以下「免許証等」という。）を作成するとき及び法第94条第1項（法第95条の5第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する免許証の記載事項の変更の届出をしようとする者から運転免許証記載事項変更届（以下「免許証記載事項変更届」という。この条において、他の都道府県公安委員会が管轄する区域内から長野県公安委員会の管轄する区域内に住所を変更した者の免許証記載事項変更届に限る。）の提出を受けたときは、運転者管理システムに登録を行い、運転免許台帳（以下「免許台帳」という。）を電磁的方法により作成するものとする。
- 2 飯田警察署長は、前条第1項及び第2項の規定により免許証等を作成するときは、運転者管理システムに登録を行い、免許台帳を電磁的方法により作成するものとする。
 - 3 署長は、免許証記載事項変更届を受理したときは、運転者管理システムに登録を行い、免許台帳を電磁的方法により作成するものとする。
 - 4 東北信課長は、免許台帳の保管管理を行うものとする。
 - 5 各センター長又は署長は、仮免許証を作成したときは、別に定める仮運転免許台帳を作成するものとする。

第4章 運転免許申請書等の受理

（運転免許申請書等の受理）

- 第8条 各センター長及び署長は、法第89条第1項に規定する免許の申請をしようとする者から運転免許申請書（以下「免許申請書」という。）が提出されたときは、次に掲げるところにより受理するものとする。
- (1) 自動車及び一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の免許に係る免許申請書は、各センター長が受理すること。
 - (2) 仮運転免許（以下「仮免許」という。）に係る免許申請書は、各センター長又は署長が受理すること。
- 2 法第100条の2第5項の規定により再試験受験申込書が提出されたときは、北信センター長又は中南信センター長が受理すること。

（質問票の交付等）

- 第9条 各センター長及び署長は、免許申請書を提出しようとする者に対して、法第89条第2項に規定する質問票の交付を行い、必要事項を記載させた上で、提出を受けるものとする。

第5章 免許試験等

(技能試験に従事する者の資格要件)

第10条 細則第26条に規定する首席試験官、主任試験官及び試験官の資格要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 巡査部長以上の階級にある警察官又は巡査部長相当職以上の職にある警察行政職員であること。
- (2) 年齢は、25歳以上の者であること。
- (3) その者が従事する技能試験（府令第24条に規定するものをいう。以下同じ。）に用いられる自動車に係る免許（仮免許を除く。）を現に受けており、かつ、普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車の運転経験の期間が通算して3年以上の者であること。ただし、二輪車に係る免許についての技能試験にあつては、二輪車の運転経験の期間が通算して3年以上の者であること。
- (4) 交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）で定める事項、技能試験の実施に関する知識、自動車の運転技能の評価方法に関する知識、技能試験官として必要な運転技能及び自動車の運転技能に関する採点方法等必要な知識を有する者であること。
- (5) 職務の特殊性に鑑み、次に掲げるいずれかに該当する者でないこと。

ア 言語が不明瞭であることなどにより市民応接上適切でない者

イ アのほか、技能試験に従事することが適当でないと認められる者

(技能試験に従事する者に対する教養)

第11条 東北信課長及び中南信課長は、技能試験に従事する者として新たに指定を受けようとする者及び再度指定を受けようとする者に対し、技能試験の実施に関し必要な教養を行うものとする。

2 東北信課長及び中南信課長は、技能試験に従事する者に対し、技能試験の実施に必要な事項について、月10時間以上の教養を行うものとする。

(免許試験の場所)

第12条 運転免許試験（以下「免許試験」という。）は、細則第24条に定める場所において行うものとする。

(適性試験)

第13条 府令第23条に規定する適性試験は、別に定める適性試験実施要領により行うものとする。

(技能試験)

第14条 技能試験は、別に定める運転免許技能試験実施基準により行うものとする。

(学科試験)

第15条 府令第25条に規定する学科試験の問題は、第二種運転免許、第一種運転免許（小型特殊免許及び原付免許を除く。）、仮免許、小型特殊免許及び原付免許の区分ごとに東北信課長が作成するものとする。

(免許試験の停止等)

第16条 各センター長は、不正の手段により免許試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その免許試験を停止し、速やかに東北信課長を経由して免許本部長に合格決定の取消処分又は免許試験の受験停止処分の上申をするものとする。

2 各センター長は、前項の規定により免許試験を停止したときは、北信センター長及び東信センター長にあつては東北信課長に、中南信センター長にあつては中南信課長を経由して東北信課長に通報するものとする。

- 3 免許本部長は、第1項の規定により上申された事案について審査の上、合格決定の取消し及び情状により免許試験の受験停止の処分をするものとする。

第6章 限定解除審査及び条件解除

(限定解除審査)

第17条 北信センター長及び中南信センター長は、法第91条の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者及び法第107条の4第3項の規定により自動車等の種類の限定に係る措置命令を受けた者から限定解除審査申請書の提出を受けたときは、限定解除の技能審査を行うものとする。

- 2 各センター長及び署長は、教習所が行う技能審査に合格した者から限定解除審査申請書の提出を受けたときは、限定解除の書面審査を行うものとする。ただし、署長（飯田警察署長を除く。）は、免許証のみを有する者が提出する限定解除審査申請書の受理及び書面審査を行うものとする。
- 3 各センター長及び飯田警察署長は、第1項又は前項本文の審査の結果、合格と認めたときは、免許登録等（運転者管理システムに登録を行い、免許台帳を電磁的方法により書き換えることをいう。以下同じ。）を行った上で、その者の免許証備考欄への記載及び府令第19条の2に規定する半導体集積回路（以下「ＩＣチップ」という。）への追加記録又は個人番号カードの区分部分に記録された免許情報記録の書換えをするものとする。
- 4 署長（飯田警察署長を除く。）は、第2項ただし書の審査の結果、合格と認めたときは、免許登録等を行った上で、その者の免許証備考欄への記載及びＩＣチップへの追加記録をするものとする。（条件の解除又は変更）

第18条 各センター長及び署長は、法第91条の規定により付された免許の条件（自動車等の種類の限定を除く。）の解除又は変更を受けようとする者から運転免許条件解除（変更）申請書の提出を受けたときは、検査を行うものとする。ただし、署長（飯田警察署長を除く。）は、免許証のみを有する者が提出する運転免許条件解除（変更）申請書の受理及び検査を行うものとする。

- 2 各センター長及び飯田警察署長は、前項本文の検査の結果、条件の変更又は解除を行うことが適当と認めたときは、免許登録等を行った上で、その者の免許証備考欄への記載及びＩＣチップへの追加記録又は個人番号カードの区分部分に記録された免許情報記録の書換えをするものとする。
- 3 署長（飯田警察署長を除く。）は、第1項ただし書の検査の結果、条件の変更又は解除を行うことが適当と認めたときは、免許登録等を行った上で、その者の免許証備考欄への記載及びＩＣチップへの追加記録をするものとする。（申請による免許の条件の付与等）

第19条 各センター長及び署長は、法第91条の2第1項に規定する免許の条件の付与を受けようとする者から 運転免許条件申請書の提出を受けたときは、免許登録等を行った上で、その者の免許証備考欄への条件の付与に係る事項の記載及びＩＣチップへの追加記録をするものとする。

- 2 各センター長及び飯田警察署長は、前項の規定により申請書を提出した者がマイナ免許証を有するものであるときは、その者の個人番号カードの区分部分に記録された免許情報記録を書き換えるものとする。
- 3 各センター長及び署長は、法第91条の2第1項に規定する免許の条件の変更を受けようとする者から運転免許条件申請書の提出を受けたときは、第17条第1項又は第2項に規定する審査を行うものとする。
- 4 各センター長及び飯田警察署長は、前項の審査の結果、合格と認めたときは、免許登録等を行った上で、その者の免許証備考欄への記載及びＩＣチップへの追加記録又は個人番号カードの区分

部分 に記録された免許情報記録の書換えをするものとする。

- 5 署長（飯田警察署長を除く。）は、第3項の審査の結果、合格と認めたときは、免許登録等を行った上で、その者の免許証備考欄への記載及びＩＣチップへの追加記録をするものとする。
- 6 各センター長及び飯田警察署長は、第1項の申請に併せて運転免許取消申請書（以下「取消申請書」という。）の提出を受けたときは、免許登録等を行った上で、免許証の作成又はその者の個人番号カードの区分部分に記録された免許情報記録の書換えをするものとする。
- 7 署長（飯田警察署長を除く。）は、第1項の申請に併せて取消申請書の提出を受けたときは、提出を受けた運転免許条件申請書、取消申請書その他の免許条件の付与に係る書類を添えて、別表の区分に従い、速やかに東北信課長又は中南信課長に送付するものとする。

第7章 免許証等の記載事項の変更届等

（免許証記載事項変更届の処理等）

第20条 各センター長及び署長は、免許証記載事項変更届を受理したときは、運転者管理システムに登録を行った上で、その者の免許証の備考欄への変更に係る事項の記載及びＩＣチップへの追加記録又はマイナ免許証の備考欄情報への記録を行うものとする。

- 2 各センター長は、仮免許証に係る免許証記載事項変更届を受理したときは、仮免許証及び仮免許台帳の記載事項の変更を行った上で、運転者管理システムに登録を行うものとする。
- 3 署長は、仮免許証に係る免許証記載事項変更届を受理したときは、仮免許証及び仮免許台帳の記載事項の変更を行った上で、北信センター長に運転者管理システムへの登録を依頼するものとする。

（運転免許証再交付申請書の受理等）

第21条 各センター長又は飯田警察署長は、法第94条第2項に規定する免許証の再交付を受けようとする者から運転免許証再交付申請書の提出を受けたときは、当該運転免許証再交付申請書に記載された申請理由の正否を調査するものとする。

- 2 各センター長及び飯田警察署長は、前項の調査の結果、再交付することが適当と認めたときは、免許登録等を行った上で、免許証の作成又はその者の個人番号カードの区分部分への特定免許情報の記録をするものとする。
- 3 各センター長及び飯田警察署長は、免許情報記録の抹消を受ける旨の記載をした運転免許証再交付申請書の提出を受けたときは、免許登録等を行った上で免許証を作成し、その者の個人番号カードの区分部分に記録された免許情報記録を抹消するものとする。
- 4 各センター長及び署長は、法第94条第2項の規定により仮免許証に係る運転免許証再交付申請書の提出を受けたときは、当該運転免許証再交付申請書に記載された申請理由の正否を調査するものとする。
- 5 各センター長及び署長は、前項の調査の結果、再交付することが適当と認めたときは、仮免許証を作成するものとする。

第8章 特定免許情報の記録等

（特定免許情報の記録）

第22条 各センター長及び飯田警察署長は、法第95条の2第3項に規定する特定免許情報の記録を受けようとする者から特定免許情報記録申請書の提出を受けたときは、免許登録等を行った上で、その者の個人番号カードの区分部分に特定免許情報を記録するものとする。

- 2 各センター長及び飯田警察署長は、法第95条の2第4項に規定する免許証の返納をしようとする者から免許証を返納する旨の記載をした特定免許情報記録申請書の提出を受けたときは、免許登録

等を行った上で、その者の個人番号カードの区分部分に特定免許情報を記録し、当該免許証の返納を受けるものとする。

- 3 各センター長及び飯田警察署長は、法第95条の2第11項に規定する免許証の交付を受けようとする者から免許証の交付を受けようとする旨の記載をした特定免許情報記録申請書の提出を受けたときは、免許登録等を行った上で免許証を交付し、その者の個人番号カードの区分部分への特定免許情報の記録をするものとする。

(免許証の返納)

第23条 各センター長及び署長は、法第95条の2第4項に規定する免許証の返納をしようとする者から運転免許証返納届の提出を受けたときは、免許登録等を行った上で、免許証の返納を受けるものとする。

(免許情報記録の抹消)

第24条 各センター長及び署長は、法第95条の2第10項に規定する免許情報記録の抹消を受けようとする者から免許情報記録抹消届の提出を受けたときは、免許登録等を行った上で、その者の個人番号カードの区分部分に記録された免許情報記録を抹消するものとする。

(免許証の交付)

第25条 各センター長及び飯田警察署長は、法第95条の2第11項に規定する免許証の交付を受けようとする者（法第107条の規定により直近において有していたマイナ免許証を引き続き有しているとみなされる者を含む。）から運転免許証交付申請書の提出を受けたときは、免許登録等を行った上で、免許証を作成して交付するものとする。

- 2 署長（飯田警察署長を除く。）は、法第95条の2第11項に規定する免許証の交付を受けようとする者（法第107条の規定により直近において有していたマイナ免許証を引き続き有しているとみなされる者を除く。）から運転免許証交付申請書の提出を受けるときは、マイナ免許証の提示を受けたときに限り受理するものとする。
- 3 署長（飯田警察署長を除く。）は、前項の規定により運転免許証交付申請書を受理したときは、免許本部長が定める運転免許証交付申請者名簿を作成し、免許証交付申請書を添えて、別表の区分に従い、速やかに東北信課長又は中南信課長に送付するものとする。

第9章 免許証等の更新及び返納等

(更新申請書等の受理)

第26条 各センター長又は署長は、法第101条第1項又は第101条の2第1項に規定する免許証等の更新を受けようとする者から更新申請書等（運転免許証等更新申請書（次条において「更新申請書」という。又は特例更新申請書をいう。以下同じ。）が提出されたときは、更新申請書等を当該申請者の免許証等と照合して更新期間内のもの又は海外旅行若しくは政令第37条の5に掲げる更新期間前における免許証等の更新を申請することができるやむを得ない理由のあるものについてのみ受理するものとする。ただし、免許証等との照合ができないときは、各センター長及び飯田警察署長が受理するものとする。

- 2 各センター長及び署長は、免許証及びマイナ免許証を有する者から更新申請書等が提出されたときは、免許証及びマイナ免許証の双方の提示を受けたときに受理するものとする。
- 3 各センター長及び署長は、更新申請書等を提出しようとする者に対して、法第101条第4項又は法第101条の2第2項に規定する質問票を交付し、必要事項を記載させた上で、提出を受けるものとする。

(更新に係る申請先の特例)

第27条 各センター長は、法第101条の2の2第1項の規定により他の都道府県公安委員会が管轄する区域内に住所を有する者から更新申請書及び経由申請書が提出されたときは、優良運転者若しくは一般運転者に該当することとなる旨を記載した書面 又は当該書面の送付を受けた者であることを証するに足り書類を提示したもの で、免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日までの申請であるもののみ受理するものとする。ただし、マイナ免許証の更新を受けようとする者であって法第101条の2の2第3項の規定により免許情報記録の書換えを長野県公安委員会において受けた旨の申出（以下この条において「経由地書換申出」という。）をする場合は、免許情報記録の有効期間が満了する日までの申請を受理するものとする。

- 2 各センター長は、前項の規定による申請を受理したときは、法第101条第5項に規定する適性検査（以下「適性検査」という。）を行うものとする。
- 3 各センター長は、第1項の規定により受理した更新申請書の内容及び前項の規定による適性検査の結果を、運転者管理システムによりその者の住所地を管轄する公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）に通知するものとする。
- 4 各センター長は、経由地書換申出を行った者の住所地公安委員会から免許情報記録の更新をすべき旨の通知を受けたときは、その者の個人番号カードの区分部分に記録された免許情報記録を書き換えるものとする。
- 5 各センター長は、第1項に規定する申請者が法第108条の2第1項第11号又は更新期間が満了する日前6月以内に同項第12号に規定する講習を受けたものであるときは、これを証する押印を更新申請書に行うものとする。
- 6 各センター長は、免許証及びマイナ免許証を有する者から経由地書換申出を受ける際に、法第101条の4の2第4項の規定による免許証の返納を受けたときは、第1項の規定により受理した更新申請書に、返納された免許証その他必要な書類（経由申請書を除く。）を添えて東北信課長に送付するものとする。
- 7 東北信課長は、前項の規定により送付を受けた更新申請書、返納された免許証その他必要な書類（経由申請書を除く。）を、その者の住所地公安委員会に送付するものとする。

（適性検査の実施等）

第28条 各センター長又は署長は、更新申請書等を受理したときは、当該申請者に対し適性検査を行うものとする。ただし、署長は、その内容が複雑困難なものについては、東北信課長又は中南信課長に当該適性検査を依頼することができる。

- 2 署長（飯田警察署長を除く。）は、前項の適性検査の結果、自動車等を運転することに支障がないと認めたものについては、免許本部長が定める運転免許証更新申請者名簿を作成し、更新申請書等を添えて、別表の区分に従い、速やかに東北信課長又は中南信課長に送付するものとする。

（報告書の徴収）

第29条 中南信課長、警察本部地域課長（以下「地域課長」という。）、自動車警ら隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長及び署長は、府令第29条の2の4に規定する報告書の提出を受けたときは、東北信課長に送付するものとする。

（医師からの届出の受理及び確認の回答）

第30条 東北信課長は、法第101条の6第1項の規定により医師から診察結果の届出を受けた場合において、診察に係る者の住所が他の都道府県公安委員会が管轄する区域であるときは、当該都道府県公安委員会へ通報するものとする。

- 2 東北信課長は、法第101条の6第2項の規定により医師から確認（同条第1項の規定による届出を

行うために、その者が免許を受けた者であるかについての確認に限る。)の要求があったとき、これに回答するものとする。

(臨時認知機能検査等)

第31条 東北信課長は、法第101条の7第1項の規定により臨時の認知機能検査を行うときは、当該認知機能検査を行う理由、日時及び場所を、臨時認知機能検査通知書により、対象者に通知するものとする。

2 前項に規定する通知を受け、認知機能検査を受けた者が、当該認知機能検査を受けた日前の直近において受けた認知機能検査の結果から、府令第29条の2の6第1項に規定する基準に該当し、認知機能の低下が認められるときは、東北信課長は、臨時高齢者講習を行う理由、日時及び場所を、臨時高齢者講習通知書により通知するものとする。

(臨時適性検査の実施等)

第32条 東北信課長は、法第97条の2第1項第3号のイ若しくはロ、第5号、第101条の4第2項又は第101条の7第3項の規定により認知機能検査を受けた者が、府令第29条の3第1項第1号に規定する基準に該当するときは、東北信課長は、適性検査を行う理由、期日及び場所を、診断書提出命令書又は臨時適性検査通知書により通知するものとする。

2 東北信課長は、法第102条第1項から第4項までの規定により診断書の提出を命ずるときは、診断書の提出を命ずる理由、提出先及び提出期限を診断書提出命令書により、対象者に通知するものとする。

3 東北信課長は、法第102条第4項若しくは第5項又は第107条の4第1項の規定による臨時適性検査を行うときは、長野県公安委員会が認定する医師の診断により行うものとする。

4 前3項に定めるもの以外の臨時適性検査は、細則第24条第1項に規定する場所において、原則として東北信課長又は中南信課長が行うものとする。ただし、小型特殊免許又は原付免許に係る臨時適性検査で、その内容が軽易なものは、警察署(長野南警察署、佐久警察署及び塩尻警察署を除く。)、上田市丸子交番、佐久市臼田交番、辰野町交番及び池田町交番において署長が行うものとする。

5 各センター長又は署長は、前各項の臨時適性検査の結果、新たに条件等を付し、又は先に付した条件等を変更する場合には、免許登録等を行った上で、その者の免許証備考欄への記載及びICチップへの追加記録をするものとする。

6 各センター長及び飯田警察署長は、マイナ免許証を有する者に前項の規定による新たな条件等を付し、又は先に付した条件等を変更する場合には、免許登録等を行った上で、その者の個人番号カードの区分部分に記録された免許情報記録を書き換えるものとする。

(返納された免許証取扱い)

第33条 各センター長及び署長は、法第92条第2項の規定により引換えに提出された免許証、法第95条の2第4項、法第104条の4第3項及び法第106条の3第1項の規定により返納された免許証(死亡による返納を含む。)及び検察庁、裁判所等から返納された免許証は、返納及び受領の状況を明らかにした上で、焼却又は裁断するものとする。

2 前項の規定は、仮免許証について準用する。

3 各センター長は、法第107条の10第1項の規定により国外運転免許証が返納されたときは、返納及び受領の状況を明らかにした上で、焼却又は裁断するものとする。

4 署長は、法第107条の10第1項の規定により国外運転免許証が返納されたときは、速やかに東北信課長に送付するものとする。

5 東北信課長は、前項の規定により国外運転免許証の送付を受けたときは、返納及び受領の状況を

明らかにした上で、焼却又は裁断するものとする。

第10章 運転免許取消申請書の受理等

(申請による取消し等の処理)

第34条 各センター長及び署長は、法第104条の4第1項に規定する免許の取消しを申請しようとする者から取消申請書の提出を受けたときは、当該申請者の免許証等と照合し、政令第39条の2の4に規定する申請による取消しの基準に該当しているときは、当該申請に係る免許を取り消すものとする。

2 各センター長及び署長は、前項の規定により免許を取り消したときは、府令第30条の7第5項の規定により当該申請者に対して申請による運転免許の取消通知書を交付するものとする。

3 各センター長は、第1項の規定により免許を取り消したときは、免許登録等を行うものとする。

4 各センター長及び署長は、第1項の規定により免許を取り消された者（なお他の種類の免許を受けている者（法第104条の4第3項の規定により免許が与えられる者を含む。）を除く。）から、法第106条の3第1項第1号の規定により免許証の返納を受けるものとする。この場合において、マイナ免許証を有する者にあつては、法第106条の4第1項第1号（法第106条の3第1項第2号に該当するときを除く。）の規定によりその者の個人番号カードの区分部分に記録された免許情報記録を抹消するものとする。

5 各センター長は、第1項の規定により免許を取り消した者が、なお他の種類の免許を受けている場合（法第104条の4第3項の規定により免許が与えられる場合を含む。）において、当該他の種類の免許に係る免許証を交付するときは、免許登録等を行った上で、免許証を作成するものとする。この場合において、マイナ免許証を有する者にあつては、その者の個人番号カードの区分部分に記録された免許情報記録の書換えを、マイナ免許証を有することを希望する者にあつては、その者の個人番号カードの区分部分への特定免許情報の記録をするものとする。

6 署長は、第1項の規定により免許を取り消したときは、別表の区分に従い、取消申請書を速やかに東北信課長又は中南信課長に送付するものとする。

7 署長は、第1項の規定により免許を取り消した者が、なお他の種類の免許を受けている場合（法第104条の4第3項の規定により免許が与えられる場合を含む。）において、当該他の種類の免許に係る免許証を交付するときは、その者の免許証備考欄に取消しに係る事項を記載した上で、別表の区分に従い、取消申請書を速やかに東北信課長又は中南信課長に送付するものとする。この場合において、マイナ免許証を有する者にあつては、その者のマイナ免許証の備考欄情報の記録を行うものとする。

第11章 運転経歴証明書等の作成等

(運転経歴証明書交付等申請書の受理等)

第35条 各センター長は、法第105条の2第1項に規定する運転経歴証明書の交付若しくは同条第3項に規定する運転経歴情報の記録又はその双方の申請をしようとする者から運転経歴証明書交付等申請書の提出を受けたときは、免許登録等を行った上で、経歴証明書の作成又はその者の個人番号カードの区分部分への運転経歴情報の記録をするものとする。

2 署長は、法第105条の2第1項に規定する運転経歴証明書の交付を受けようとする者から運転経歴証明書交付等申請書の提出を受けたときは、別表の区分に従い、速やかに東北信課長又は中南信課長に送付するものとする。

(経歴証明書等の記載事項の変更届等)

第36条 各センター長及び署長は、府令第30条の10第1項に規定する運転経歴証明書の記載事項の変

更の届出をしようとする者から運転経歴証明書記載事項変更届の 提出を受けたときは、免許登録等を行った上で、その者の経歴証明書の備考欄への 変更に係る事項の記載又は運転経歴情報記録 個人番号カードの備考欄情報への記録をするものとする。

(運転経歴証明書再交付申請書の受理等)

第37条 各センター長及び署長は、府令第30条の11第1項に規定する経歴証明書の再交付を受けようとする者から運転経歴証明書再交付申請書の提出を受けたときは、運転経歴証明書再交付申請書に記載された申請理由の正否を調査するものとする。

2 各センター長は、前項の調査の結果、再交付することが適当と認めたときは、免許登録等を行った上で、経歴証明書の作成又はその者の個人番号カードの区分部分への運転経歴情報の記録をするものとする。

3 各センター長は、運転経歴情報の抹消を受ける旨の記載をした運転経歴証明書再交付申請書の提出を受けたときは、免許登録等を行った上で、経歴証明書を作成し、その者の個人番号カードの区分部分に記録された運転経歴情報を抹消するものとする。

4 署長は、第1項の調査の結果、再交付することが適当と認めたときは、提出を受けた運転経歴証明書再交付申請書その他の書類を、別表の区分に従い、速やかに東北信課長又は中南信課長に送付するものとする。

(経歴証明書の返納)

第38条 各センター長及び署長は、府令第30条の12に規定する経歴証明書の返納をしようとする者から運転免許証(運転経歴証明書)返納届の提出を受けたときは、免許登録等を行った上で、経歴証明書の返納を受けるものとする。

(運転経歴情報記録の抹消)

第39条 各センター長及び署長は、府令第30条の16に規定する経歴情報の抹消を受けようとする者から免許情報記録(運転経歴情報)抹消届の提出を受けたときは、免許登録等を行った上で、その者の個人番号カードの区分部分に記録された運転経歴情報を抹消するものとする。

(返納された経歴証明書の取扱い)

第40条 各センター長及び署長は、第38条の規定により返納を受けた経歴証明書は、返納及び受領の状況を明らかにした上で、焼却又は裁断するものとする。

第12章 国外運転免許証の申請書の受理等

(国外免許証申請書の受理等)

第41条 各センター長又は署長は、法第107条の7第2項の規定により国外運転免許証交付申請書(以下「国外免許証申請書」という。)の提出を受けたときは、当該申請者の申請資格の有無を調査するものとする。

2 署長は、前項の調査の結果、交付することが適当と認めたときは、免許本部長が定める国外運転免許証申請者名簿を作成し、提出を受けた国外免許証申請書を添えて、速やかに東北信課長に送付するものとする。

第13章 委託事務に関する指導監督

(委託事務に関する指導監督)

第42条 東北信課長、中南信課長及び署長は、法第108条第1項の規定により委託した 免許関係事務について、適正な処理ができるよう委託先に対し、必要な指導監督を行うものとする。

第14章 雑則

(免許試験合格者に対する安全講習)

第43条 各センター長及び署長は、別に定めるところにより、免許試験合格者に対する安全講習を行うものとする。

(免許証等に関する不正事件の報告)

第44条 中南信課長、地域課長、自動車警ら隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長及び署長並びに北信センター長及び東信センター長は、免許証等（仮免許証を含む。）に関する不正事件を発見又は検挙したときは、速やかに東北信課長を経て免許本部長に報告するものとする。

(統計資料の作成)

第45条 東北信課長、中南信課長及び署長は、運転免許事務上必要な統計資料を作成するものとする。

(細目的事項の委任)

第46条 この訓令に定めるもののほか、運転免許事務の取扱いに関し必要な細目的事項は、免許本部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和42年9月9日から施行する。

(訓令の廃止)

- 2 運転免許事務の取扱いに関する訓令（昭和41年長野県警察本部訓令第3号。以下「旧訓令」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この訓令施行の際、旧訓令及び旧訓令に基づく例規に基づき調製した用紙類等は、当分の間使用することができる。

附 則（昭和43年3月9日県警察本部訓令第4号抄）

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年1月27日県警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和44年2月1日から施行する。

附 則（昭和44年10月1日県警察本部訓令第21号）

この訓令は、昭和44年10月1日から施行する。

附 則（昭和45年8月19日県警察本部訓令第23号）

この訓令は、昭和45年8月20日から施行する。

附 則（昭和46年3月12日県警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和46年3月12日から施行する。

附 則（昭和46年4月30日県警察本部訓令第16号）

この訓令は、昭和46年5月1日から施行する。

附 則（昭和47年4月1日県警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月31日県警察本部訓令第6号）

この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日県警察本部訓令第6号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

(経過処置)

- 2 この訓令による改正前の訓令に基づいて調製した公印、名刺及び様式用紙等は、当分の間使用することができる。

附 則（昭和50年1月28日県警察本部訓令第1号）

この訓令は、昭和50年1月28日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日県警察本部訓令第7号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の訓令に基づいて調製してある用紙は、当分の間使用することができる。

附 則（昭和51年4月1日県警察本部訓令第6号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の訓令に基づいて作成した用紙類等は、当分の間使用することができる。

附 則（昭和51年9月9日県警察本部訓令第13号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和51年9月10日から施行する。

附 則（昭和52年2月17日県警察本部訓令第5号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年12月10日県警察本部訓令第21号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和52年12月10日から施行する。

附 則（昭和53年12月1日県警察本部訓令第7号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和53年12月1日から施行する。〔以下略〕

附 則（昭和56年12月15日県警察本部訓令第14号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和57年1月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月11日県警察本部訓令第1号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和58年3月12日から施行する。〔以下略〕

附 則（昭和62年3月19日県警察本部訓令第3号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成7年3月13日県警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年8月29日県警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成9年8月25日県警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成10年12月28日県警察本部訓令第10号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成11年1月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日県警察本部訓令第13号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年11月18日県警察本部訓令第20号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成14年11月18日から施行する。

附 則（平成15年3月28日県警察本部訓令第10号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年8月12日県警察本部訓令第12号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成15年9月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日県警察本部訓令第5号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月21日県警察本部訓令第14号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成17年10月1日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成18年3月30日県警察本部訓令第7号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日県警察本部訓令第9号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月17日県警察本部訓令第1号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年4月1日県警察本部訓令第5号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月10日県警察本部訓令第5号）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成29年3月12日から施行する。

（例規の廃止）

- 2 運転免許事務取扱要綱の制定について（平成7年3月13日例規第6号）は廃止する。

附 則（平成31年2月28日県警察本部訓令第5号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成31年3月15日から施行する。

附 則（令和元年11月28日県警察本部訓令第8号）
この訓令は、令和元年12月1日から施行する。

附 則（令和2年2月28日県警察本部訓令第2号）
この訓令は、令和2年3月2日から施行する。

附 則（令和4年5月9日県警察本部訓令第10号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、令和4年5月13日から施行する。

附 則（令和5年3月2日県警察本部訓令第7号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、令和5年3月10日から施行する。

附 則（令和5年6月29日県警察本部訓令第17号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和6年3月18日県警察本部訓令第12号）
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年10月31日県警察本部訓令第20号）
この訓令は、令和6年12月1日から施行する

附 則（令和7年3月21日県警察本部訓令第6号）
（施行期日）

- 1 この訓令は、令和7年3月24日から施行する。

（別表）（第3条、第19条、第25条、第28条、第34条、第35条、第37条関係）

区分	警察署
東北信課長	長野中央 飯山 中野 須坂 千曲 上田 小諸 佐久 軽井沢
中南信課長	茅野 諏訪 岡谷 伊那 駒ヶ根 飯田 阿南 木曽 松本 安曇 野 大町